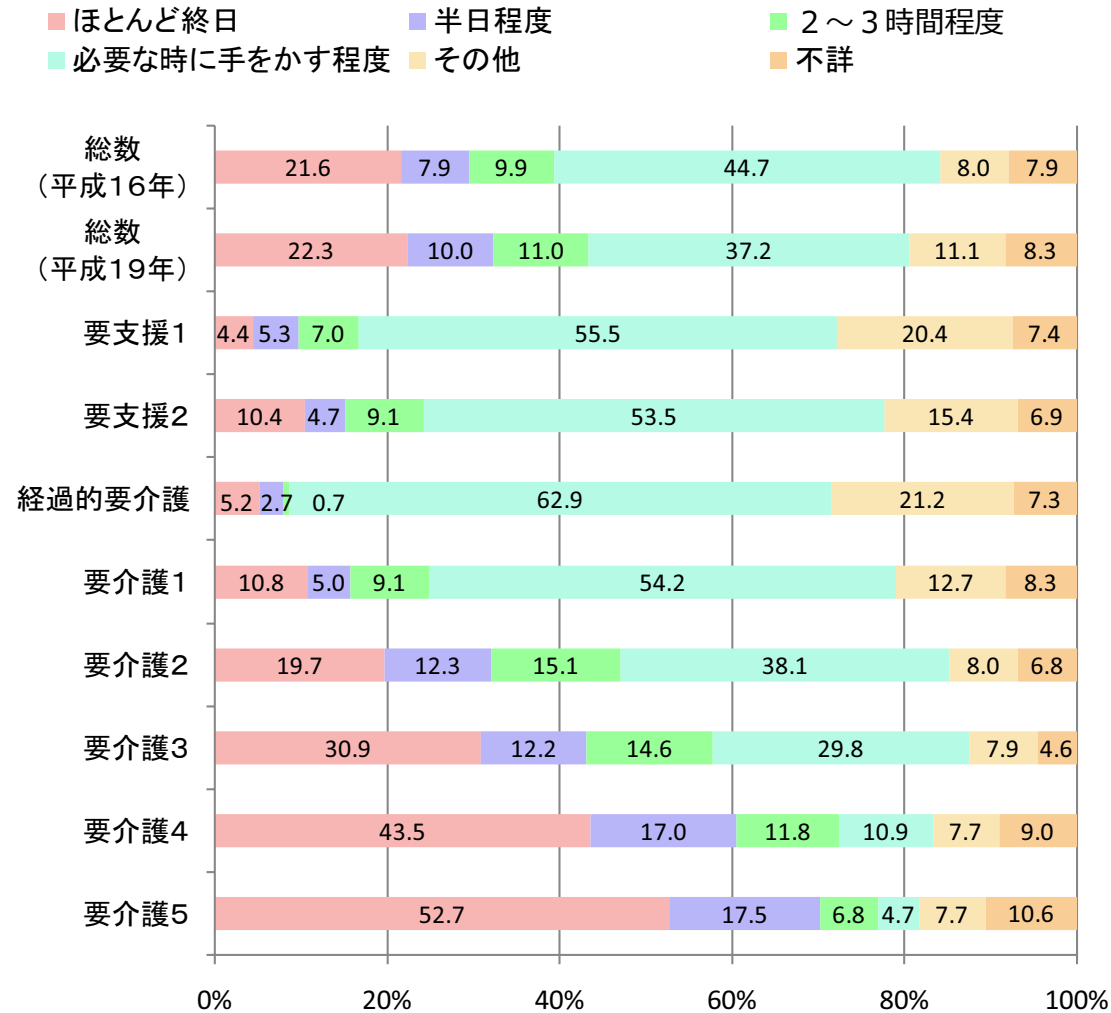


4. 家族介護者への支援の在り方

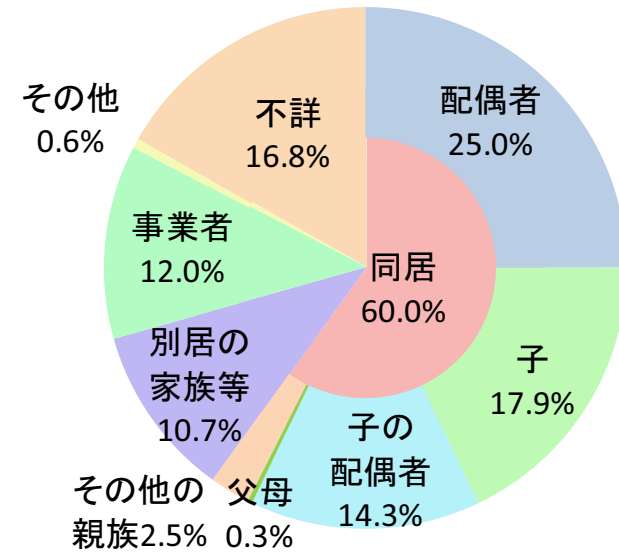
家族介護者の状況

- 要介護度が重いほど、家族介護者の介護時間は長くなっている。
- 主な介護者の続柄は、同居の親族が中心となっている。
- 主な介護者が60歳以上である割合は、年々、増加している。

同居している主な介護者の介護時間(要介護者等の要介護度別)

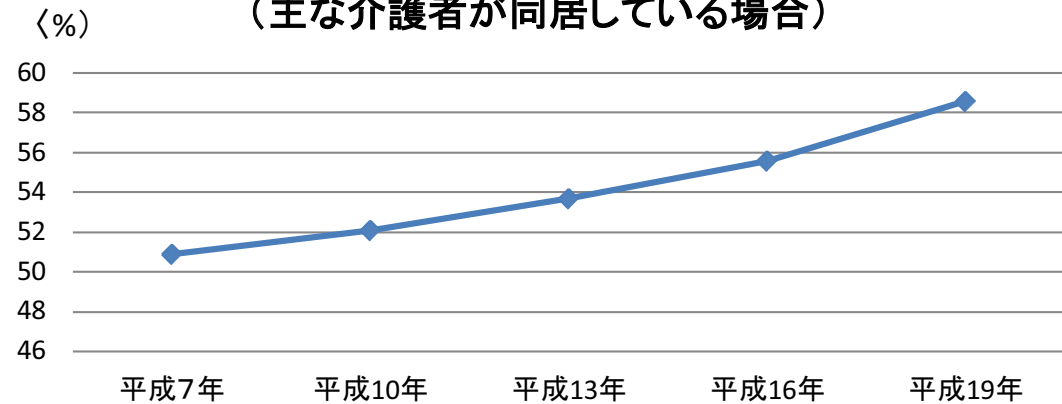


要介護者等からみた主な介護者の続柄



出典:平成19年度国民生活基礎調査

60歳以上の介護者の割合
(主な介護者が同居している場合)

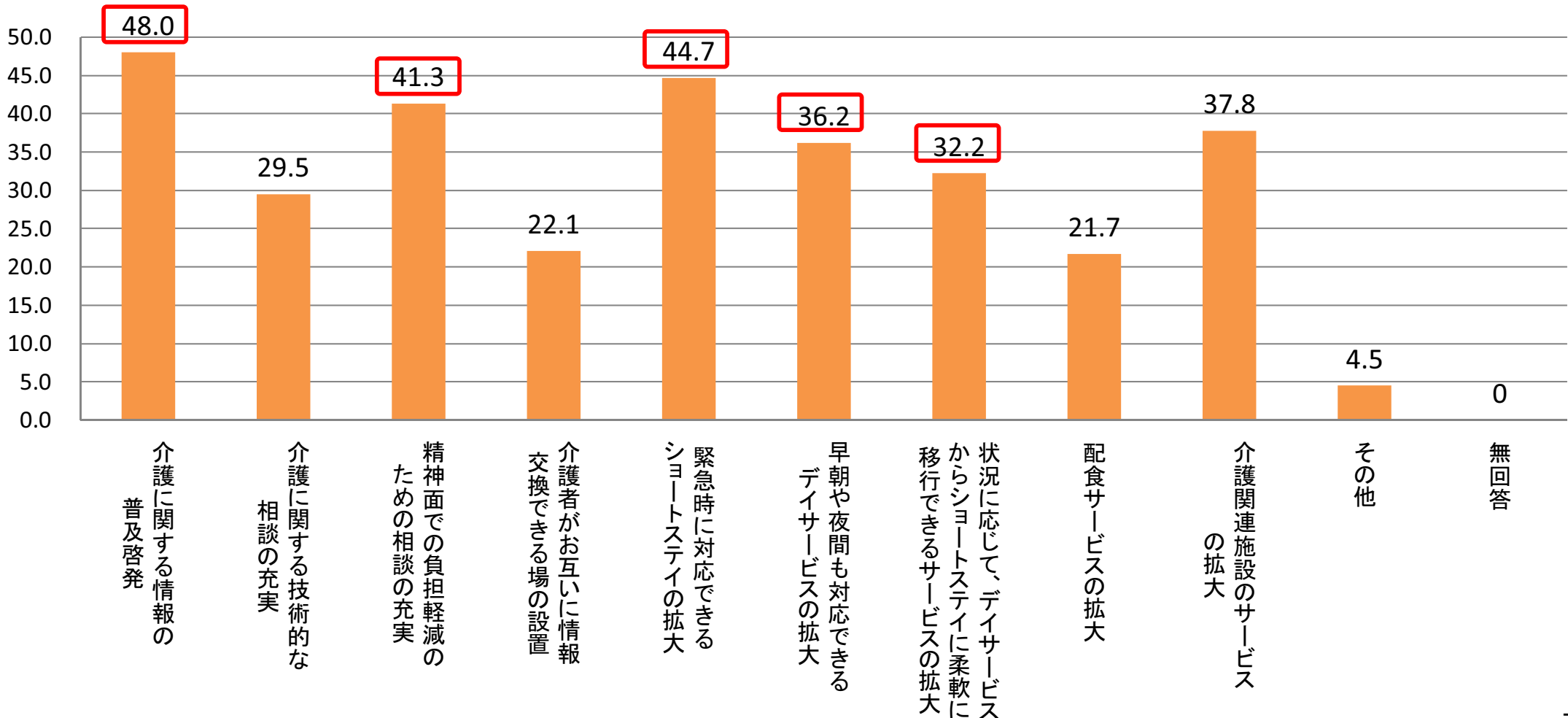


出典:国民生活基礎調査

仕事と介護の両立促進のために必要な地域や社会による支援

- 家族介護者である労働者等への調査によれば、仕事と介護の両立を促進するために必要である地域や社会による支援として、「介護に関する情報の普及啓発」、「緊急時に対応できるショートステイの拡大」、「精神面での負担軽減のための相談の充実」等を挙げる者が多い。
- 介護サービスに関しては、緊急時に対応できるショートステイや、早朝や夜間にも対応できるデイサービス、状況に応じてデイサービスからショートステイに柔軟に移行できるサービスなど、必要な時に柔軟に受けられる介護サービスが必要であるという声が多い。

仕事と介護の両立促進のために必要な地域や社会による支援(複数回答)



地域支援事業による家族支援

介護保険法上の地域支援事業による介護者の家族等への支援として、介護知識・技術習得等を内容とした教室の開催、認知症高齢者に対する見守り体制の構築、介護者の家族等へのヘルスチェック等を行っている。

○実施事業

1. 家族介護支援事業

要介護者の状態の維持改善を目的とした知識・技術の習得等のための教室を開催

2. 認知症高齢者見守り事業

認知症に対する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用、認知症高齢者に関する知識のあるボランティア等による見守りのための訪問等

3. 家族介護継続支援事業

家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的とした、要介護被保険者を現に介護する者に対するヘルスケア、健康診断の実施や、介護用品の支給、介護の慰労のための金品の贈呈、介護者相互の交流会の開催

○家族介護支援事業の実施 保険者数

家族介護支援事業		911
認知症高齢者見守り事業		502
家族介護 継続支援 事業	ヘルスチェック、健康相談	100
	介護用品の支給	934
	慰労金等の贈呈	647
	交流会等の開催	618

出典：平成22年度介護保険事務調査

※ 家族介護支援事業事業費(平成20年度)：約67億円

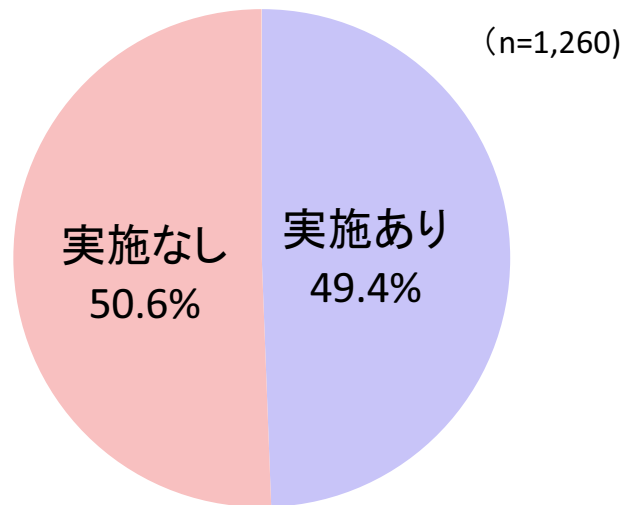
地域支援事業による家族支援の現状①

介護保険法上の地域支援事業による介護者の家族等への支援として、介護知識・技術習得等を内容とした教室の開催、認知症高齢者に対する見守り体制の構築、介護者の家族等へのヘルスチェック等を行っている。

1. 家族介護支援事業

- 要介護者の状態の維持改善を目的とした知識・技術の習得等のための教室を開催

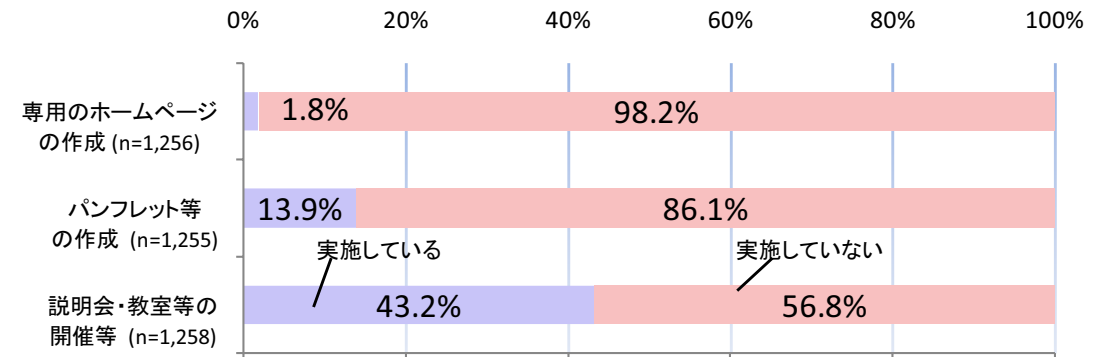
家族介護支援事業を実施している
保険者の割合



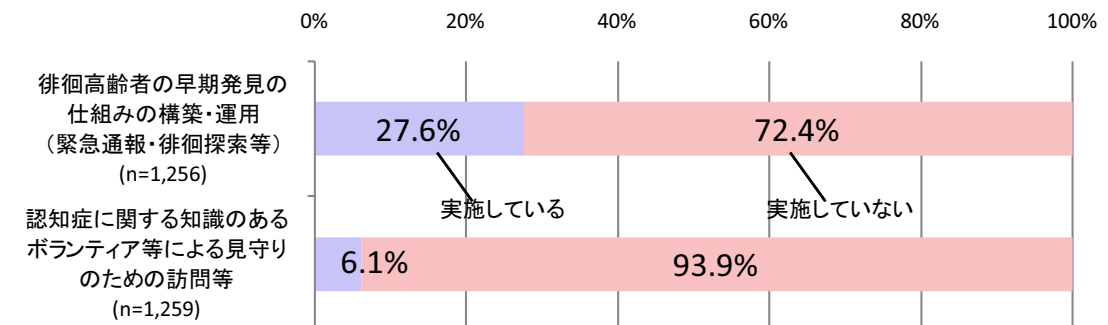
2. 認知症高齢者見守り事業

- 認知症に対する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用、認知症高齢者に関する知識のあるボランティア等による見守りのための訪問等

認知症に関わる各種広報・啓発等を行っている保険者の割合



認知症高齢者見守り事業を行っている保険者の割合



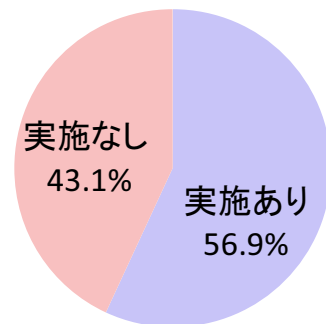
地域支援事業による家族支援の現状②

3. 家族介護継続支援事業

○ 家族の身体的・精神的・経済的負担の軽減を目的とした、要介護被保険者を現に介護する者に対するヘルスケア、健康診断の実施や、介護用品の支給、介護の慰労のための金品の贈呈、介護者相互の交流会の開催

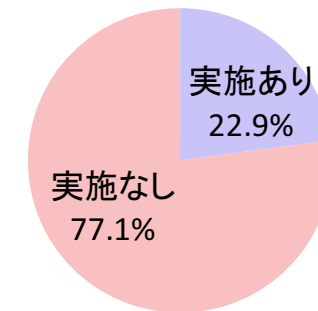
介護用品の支給を行っている保険者の割合

(n=1,260)



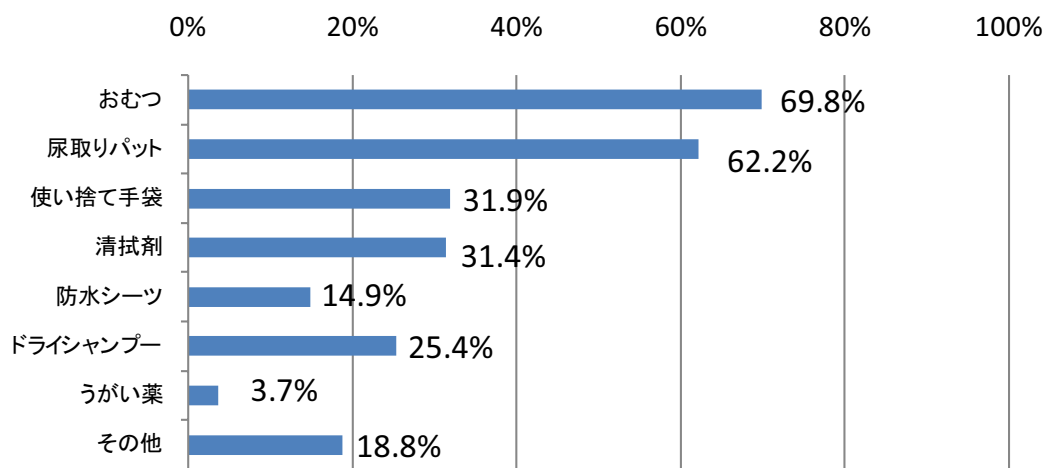
慰労金品等の支給を行っている保険者の割合

(n=1,259)

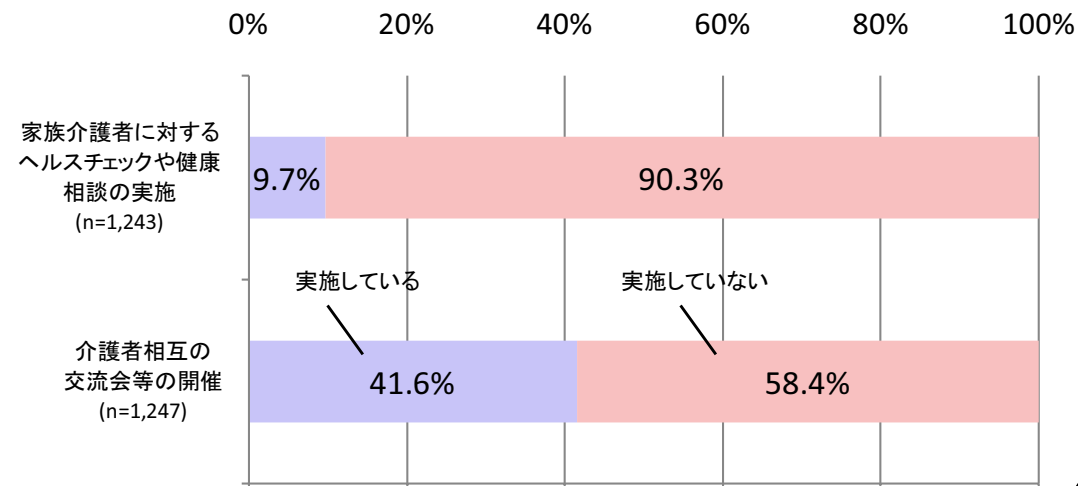


各種介護用品の支給を行っている保険者の割合

(n=1,259)



その他の家族介護継続支援事業を行っている保険者の割合



育児・介護休業法における介護休業等の概要

「育児・介護休業法」により、「介護休業制度」「介護休暇制度」「介護のための勤務時間の短縮等の措置」が定められている。

【介護休業制度】

- 労働者は、事業主に申し出ることにより、対象家族1人につき、要介護状態に至るごとに1回、通算して93日まで介護休業を取得することができる。

【介護のための勤務時間の短縮等の措置】

- 事業主は、要介護状態にある対象家族を介護する労働者について、就業しつつ対象家族の介護を行うことを容易にする措置として、対象家族1人につき、介護休業をした日数と合わせて少なくとも93日は利用することのできる勤務時間の短縮等の措置を講じなければならない。
 - ※ 具体的な措置の内容として、次の①～④のいずれかの措置を講ずることを事業主に義務づけ。
 - ①短時間勤務の制度、②フレックスタイム制、③始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ
 - ④労働者が利用する介護サービスの費用の助成その他これに準ずる制度

【介護休暇制度】（※1）

- 要介護状態にある対象家族の介護その他の世話（※2）を行う労働者は、事業主に申し出ることにより、要介護状態にある対象家族が1人の場合は年5日、2人以上の場合は年10日を限度として、介護休暇を取得することができる
 - ※1 平成21年6月の法改正により新設。
施行日：平成22年6月30日（ただし、常時100人以下の労働者を雇用する事業主については平成24年7月1日）
 - ※2 その他の世話とは、対象家族の通院等の付添い、対象家族が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他対象家族に必要な世話をいう。

【実績】 ○介護休業制度の規定状況

	事業所規模5人以上	事業所規模30人以上
17年度	55.6%	81.4%
20年度	61.7%	85.5%

○介護休業制度取得者の割合（常用労働者に占める取得者の割合）

	男女計	女性	男性
17年度	0.04%	0.08%	0.02%
20年度	0.06%	0.11%	0.03%

出典：平成20年度雇用均等基本調査

- ・ 要介護状態：負傷、疾病又は身体上若しくは精神上の障害により、2週間以上の期間にわたり常時介護を必要とする状態（要介護認定の有無は問わない）
- ・ 対象家族：配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む）、父母及び子（これらの者に準ずる者として、労働者が同居し、かつ、扶養している祖父母、兄弟姉妹及び孫を含む。）、配偶者の父母

これまでの主な指摘事項

①閣議決定等

○ 新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)

「成長戦略実行計画(工程表)」・「Ⅱ 健康大国戦略」

- ・ 24時間地域巡回型訪問サービス、レスパイトケア(家族の介護負担軽減)拡充の本格実施【2013年度までに実施すべき事項】

②研究会・団体等からの指摘事項

○ 高齢社会をよくする女性の会「こうすればよくなる介護保険」(平成22年4月26日)

「6 家族への支援の充実」

デイサービスセンターを利用したショートステイの拡充。認知症の人には慣れた場所や職員が何より。

○ 地域包括ケア研究会報告書(平成22年3月)

- ・ 家族を介護しながら、働いている場合にあっては、家族介護と仕事との両立支援やレスパイト支援、相談事業が重要である。仕事との両立に資するような柔軟な時間設定による通所サービスや緊急ショートの整備を進めるとともに、企業においても介護にかかる基礎知識や技術習得の機会に関する情報提供をしたり、介護休暇や地域ボランティア活動による支援などの充実が重要である。(以下、略)

論点

- 家族介護者への支援の在り方について、介護者の高齢化や仕事との両立等を含めて、どう考えるか。
- 家族介護者への支援という観点から、レスパイトケアの拡充（お泊まりデイサービスの創設等）、地域包括支援センターにおける相談支援の充実等を図るべきではないか。